

推進計画作成フォーマット

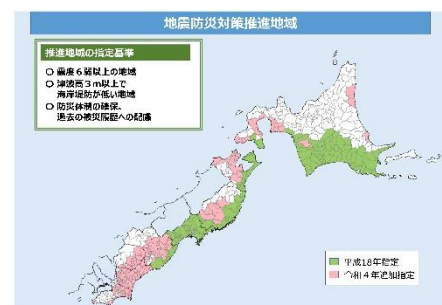
(日本海溝・千島海溝推進地域版)

※ 推進計画作成フォーマットは、一例であるため、
地域の実情に合わせて、適宜変更してご活用下さい。

■ 「推進計画作成フォーマット（日本海溝・千島海溝推進地域版）」について

この「推進計画作成フォーマット」は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「日本海溝・千島海溝特措法」という。）に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域」（以下「日本海溝・千島海溝推進地域」という。）にある市町村が、「津波防災地域づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を作成、検討を進める場合にその効果が最大限に発揮されることを想定し、新たに策定したひな形です。

これは、ガイドライン（参考資料編22頁）に掲載された作成フォーマットと同様、ガイドラインと一体をなすものであり、検討フローに即したモデル例を示し、交付金補助事業との関係を参照しやすく整理したほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝推進地域の市町村を念頭に、既に地域防災計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画。以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画」という。）上に位置づけられている施策等との関係の整理や、日本海溝・千島海溝周辺海溝沿いの多様な発生形態に備えた防災対応に当たり、事前避難等のソフト対策にも対応させています。本作成フォーマットにより、全国の市町村で、推進計画をさらに作成しやすくなるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝推進地域の市町村でも、地域防災計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画）の改定等との連携等がより容易になります。



ガイドラインとともに本作成フォーマットを活用することで、推進計画を早期に作成し津波防災地域づくりを推進していただけるよう願っております。

【凡例】 本作成フォーマット中においては、以下の略称等を使用します。

- ・「ガイドライン」：津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン（令和6年3月公表 国土交通省）
- ・「基礎編」：ガイドラインにおける基礎編
- ・「実践編」：ガイドラインにおける実践編

津波防災地域づくり推進計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画の違い

- Point** ・両計画の異同に留意しつつ、ガイドライン等を手掛かりに参照できる個所を確認
 ・まちづくり等の既往計画との整合など検討事項も多く、効率的な作業を意識する

日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画とは

日本海溝・千島海溝特措法に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進するため、市町村が、中央防災会議が作成する「（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進）基本計画を基本」として地域防災計画の中に作成するものとされています（日本海溝・千島海溝特措法第6条第1項～第3項）。

その内容としては、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項などを位置付ける必要があります。

両計画の異同

津波防災地域づくり推進計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画はいずれも地震・津波災害を対象とした予防対策等を推進する計画ですが、下表のような違いがあります。

日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画は、市町村が講ずるべき地震防災対策に係る措置、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものです。一方、推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波を含む全国で想定される最大クラスの津波を対象に、緊急的な施策に限らず、近い将来を見据えながら、土地利用に関する施策を含む幅広いソフト・ハード施策を示すことができるといった特徴があります。

		日本海溝・千島海溝特措法	津波防災地域づくり法
対象とする災害		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	津波（最大クラス）
対象とする地域		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 津波避難対策特別強化地域	全国
法律上に基づき作成される計画	計画に記載される 施策の実施主体	関係市町村 その他（関係市町村以外の者）	市町村、関係管理者等
	計画に記載される 主な施策	- 避難地、避難路、消防用施設等の整備（推） - 津波からの防護（推） - 円滑な避難の確保（推） - 防災訓練（推） - 集団移転促進事業（事） - 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者利用施設（事） ※（推）日本海溝・千島海溝推進計画（事）津波避難対策緊急事業計画	- 浸水想定区域の土地利用・警戒避難体制 - 海岸保全施設等の整備 - 津波防護施設の整備 - 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備等市街地の整備改善 - 集団移転促進事業 - 地籍調査 - 民間の資金や技術の活用
	作成に係る手続き	- 地域防災計画への反映（推） - 都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得る（事）	- 計画作成に係る連絡調整を行うための協議会の組織（任意） - 協議会を組織しない場合、都道府県や関係管理者へそれぞれ協議（義務） - 計画作成後、市町村は国土交通大臣、都道府県、関係管理者等へ送付
	計画期間	緊急的（基本計画では、令和4年度から10年間の目標を設定）	中長期的（中長期的な視点に立ちつつ、近い将来の危険性に対して迅速に対応）
摘要		特定の津波（地震）を対象とした緊急的な対策を規定	L 2津波に対応する総合的・中長期的な対策の方向性や枠組を規定

※注 「津波避難対策緊急事業計画」とは、日本海溝・千島海溝推進地域のうち、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、内閣総理大臣により指定された、津波避難対策を特別に強化すべき地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域）における市町村長が作成できる計画（日本海溝・千島海溝特措法第11条第1項参照）。

推進計画の意義・メリット

- Point** ・市町村が進捗を管理する、ハード・ソフト、まちづくりを含む津波対策の総合計画
・交付金／特例措置の補助メニューを検討、計画作成による対策の着実な実施

推進計画の作成意義

- ・津波防災地域づくりでは、少子高齢化を見据え地域の発展を展望するため、防災対策だけでなく、まちづくりを含む総合的な津波対策が求められます。地域の発展や持続性を見据え、住民等の関係当事者も参加し、まちづくりの検討も行うことが必要であり、短期だけでなく中長期的な取組の視点が必要です。
- ・地域の衰退を招かないよう、最大クラスの津波に対する防災対策を検討する中で、まちづくりを含めて地域としてどうあるべきか、自治体としての戦略をどうするか等の方針の検討も必要です。
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画を作成済の市町村も、計画に記載された施設整備等の施策が緊急的な対策の位置付けであること等を踏まえ、推進計画を早期に検討、作成する必要があります。

<推進計画がもつ意義・メリット>

- 将来の発展も見据えたまちづくりの視点も含め、総合的な津波対策を検討、実施できる
- 市町村だけでなく、関係主体が地域の課題を踏まえて、具体的に何をすべきかを整理できる
- 施策のメリハリ・優先順位をつけ、時間軸で短期と中・長期に分け着実に施策を実施できる
- 継続的な取組による、地域住民への周知や津波への意識啓発等を行うことができる
- 地域経済の活性化や住民の生活の安定・福祉の向上等にも配慮したまちづくりを推進できる

○補助メニューの活用について

推進計画に記載する多くの事業に社会資本整備総合交付金や特例措置等の補助メニューを活用することもメリットです。（推進計画に基づく取組に活用可能な補助メニュー➡ 21頁参照）
推進計画の作成により、これを要件とする補助メニューの適用や、防災・安全交付金の重点的な配分などが可能となり、津波防災地域づくりの一層の推進につなげることができます。

例：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方（令和元年度）
津波防災地域づくりに意欲のある市町村に対して、防災・安全交付金において、以下の事例に示すような津波防災地域づくりに活用可能な事業を重点的に配分

【重点配分対象例（令和元年度）】

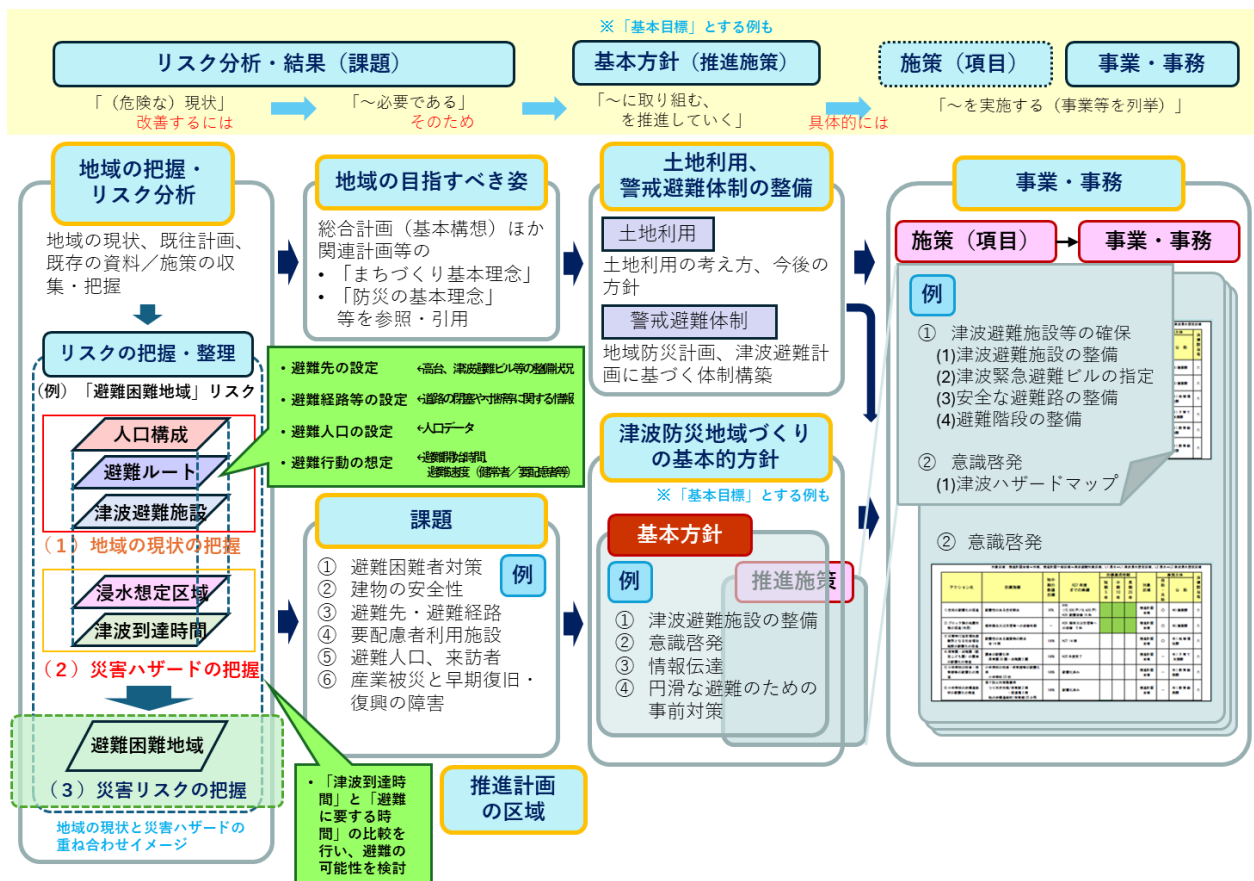
- | | |
|-----------|--|
| ＜海岸事業＞ | 海岸堤防等の整備：南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において地震・津波対策に資する海岸堤防等の整備 |
| ＜河川事業＞ | 河川堤防等の整備：大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策 |
| ＜市街地整備事業＞ | 避難施設及び避難経路のバリアフリー化を図る事業（バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区において実施される事業） |

（国土交通省令和6年度公表「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」）

推進計画の構成・検討フロー

Point ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画における「時間差発生等における円滑な避難の確保等」の改定作業は、推進計画の津波防災地域づくりの検討と同時に検討するのが有効

図 推進計画の構成・検討フロー



表紙

- Point**
- 計画の表題（サブタイトルも可）、作成年月、市町村名を記載
 - 他計画の記述内容の「準用」で済まらず、新たに書き起こした独立計画を作成

※ 本作成フォーマット中、日本海溝・千島海溝推進地域に係る記載 以外の記載内容
については、全国の市町村においてご活用いただけます。

● ● ● 津波防災地域づくり推進計画

〇〇年〇月（● ● ● 市町村）

目次

第1章 推進計画の目的と位置づけ	7
第1節. 推進計画作成の背景と目的	7
第2節. 計画の位置づけ	7
第3節. 推進計画区域	7
第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組	8
第1節. （●●●市町村）の歴史	8
第2節. 人口・産業	8
第3節. 土地利用・交通	8
第4節. これまで（●●●市町村が）実施してきた地震・津波防災施策	9
第3章 津波防災地域づくりの課題	11
第1節. 津波の浸水深と想定される被害	11
第2節. 津波防災地域づくり上の課題	12
第3節. 地域別の課題	12
第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	13
第1節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針	13
第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	14
第1節. 土地利用	14
第2節. 警戒避難体制の整備	14
第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務	15
第1節. 事業・事務の整理	15
第2節. 事業・事務	18
第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方	19
第1節. 今後さらに検討が必要な事項	19
第2節. 計画の見直しと更新	19
参考資料	20
（●●●市町村）津波防災地域づくり推進協議会設置要綱	20
（●●●市町村）津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	20
検討体制と経緯	20

第1章 推進計画の目的と位置づけ

Point

- 両計画の異同に留意しながら、推進計画作成する背景・理由を示せると良い
- 津波防災地域づくり推進、対策の着実の実施に向けた具体的な計画の必要性等

第1節. 推進計画作成の背景と目的

（１）推進計画作成の背景と（２）推進計画の目的を説明するリード文を書きましょう。

（１）推進計画作成の背景

基礎編第2章1節（１）推進計画とは？を参考にして、市町村における固有の背景も踏まえて作文しましょう。

（２）推進計画の目的

基礎編第2章1節（１）推進計画とは？を参考にして、市町村における固有の目的も踏まえて作文しましょう。

第2節. 計画の位置づけ

関連計画を整理して、計画の位置づけ図を作成しましょう。

第3節. 推進計画区域

推進計画区域図を示しましょう。

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

- Point** ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画（地域防災計画）の該当箇所を適宜、参照し記載
- ・他の既往計画・資料など参照先を参照し、参考にできるところは記載

第1節. （●●●市町村）の歴史

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【過去の災害史など】

- ☞ ・市町村の計画に書かれた古文書
- ・災害史の記録

第2節. 人口・産業

（1）人口の推移

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【地域の人口（人口動向・交流人口・人口密集地域）】

- ☞ ・市町村の住民基本台帳
- ・国勢調査結果
- ・将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
- ・観光客動態調査 など

（2）産業

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【事業所・各種施設の分布】

- ☞ ・都市計画基礎調査等に基づく建物現況
- ・経済センサス
- ・観光客動態調査 など

第3節. 土地利用・交通

（1）土地利用

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【土地利用の状況】

- ☞ ・既往の市町村の計画（都市計画マスタープラン等）
- ・都市計画基礎調査の土地利用現況図
- ・航空写真 など

（2）交通

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【交通の状況】

- ☞ ・総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・デジタル道路地図
- ・住宅地図 など

第4節. これまで（●●●市町村が）実施してきた地震・津波防災施策

庁内で実施済みの津波防災対策があれば記載しましょう。

- ☞ ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画（地域防災計画）上に掲載された施策等から実施済みの施策を記載（次頁＜参考＞参照）

＜記載例＞実施済みの津波防災対策を表に整理する場合

項 目	対 策	対象地区等
避難経路・避難経路		
避難場所・避難所		
避難誘導		
円滑な避難の支援強化		
地域の防災力向上支援		
その他（上記以外）		

＜参考＞ 日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画と、既作成市町村の事業・事務の記載との対応関係

☞ 日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画に記載のある、下表の項目①～④にかかる地震・津波対策を確認し、実施済のものを ☑チェックしましょう。右欄は、推進計画を作成済みの市町村の事業・事務の記載例との対応を示しています。

日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画記載事項	日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画上に記載があると考えられる地震・津波対策	推進計画に位置づけることが想定される事業・事務（例）（ガイドライン 22 頁）
① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	☐ 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化 ☐ 避難場所の整備 ☐ 避難経路の整備 ☐ 土砂災害防止施設 ☐ 津波防護施設 ☐ 避難誘導/救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 ☐ 緊急輸送確保のための道路/港湾/漁港 整備 ☐ 通信施設の整備 ☐ 緩衝地帯として設置する緑地、広場、公共空地の整備	例 ● 港湾漁港施設の強化 ● 海岸堤防、離岸堤、防波堤、河川堤防、水路・河口部、水門・門の各整備等
② 津波からの防護、円滑な避難の確保	☐ 津波からの防護（堤防・水門等点検・自動化等） ☐ 避難対策等（避難場所の指定、計画策定等） ☐ 交通（交通規制、船舶等の安全確保） ☐ 市町村の管理施設等（学校・社会福祉施設等の安全避難） ☐ 迅速な救助（消防機関等の体制整備等他機関との連携）	例 ● 避難路の整備（道路拡張、ブロック塀除去、木造住宅解体助成、住宅耐震化促進等） ● 土地区画整理、橋梁の整備 ● 津波避難ビル指定、津波避難タワー整備、避難施設の機能強化 ● 津波避難マウンド（命山）の整備 ● 施設への外付け階段の設置 ● 津波避難標識の設置 ● 夜間避難のための照明の設置 防災無線の設置 急傾斜地崩壊対策 ● 用途地域の容積率緩和 ● 防災拠点整備 など ● 耐震シェルター設置の補助
③ 防災訓練、防災教育・広報	☐ 防災訓練 ☐ 防災教育・防災学習、広報	例 ● 津波避難計画の策定 ● 津波避難訓練の拡充 ● 防災教育の強化 ● 情報伝達手段の強化・促進 ● 職員の防災意識・能力向上
④ 津波避難対策緊急事業	☐ 避難施設の整備事業 ☐ 集団移転促進事業	例 ● 市街地の段階的な移転
※ その他（実施済のもの）	（例：日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画に記載されていない、以下の津波防災対策） ☐ 市街地整備等のハード整備、まちづくり ☐ 土地利用にかかる規制・誘導等のソフト対策 ☐ 津波防災地域づくり法に基づく施策（津波災害警戒区域の指定等） など	例 ● 高台への津波防災拠点の整備 ● 津波防災拠点市街地の形成 ● 土地区画整理 ● 津波防災拠点の確保 ● 地籍調査事業 ● 漂流物対策 ● 事前復興計画の作成 ● 要配慮者対策の確立

第3章 津波防災地域づくりの課題

- Point** ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画の切迫した津波リスクの現状を踏まえ、課題を抽出
- ・自分の地域と似ている既作成計画を参考モデルに、検討すると良い

第1節. 津波の浸水深と想定される被害

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

- ・都道府県が示す津波浸水想定データを参照し、記載します。
- ☞ 日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画（地域防災計画）に記載があれば引用

【地震・津波による建物被害・人的被害】

- ・災害リスク
- ・人口の分布状況
- ・人的被害（内閣府、都道府県が被害想定を算出している場合がある）

【避難困難地域】

- ☞ ・都道府県が公表した津波浸水想定
- ・内閣府が公表している被害想定
- ・津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
- ・国勢調査
- ・都市計画基礎調査
- ・津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）

【津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者施設の分布】

- ☞ ・津波浸水想定
- ・防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受け入れ施設等）の立地状況
- ・要配慮者施設の立地状況

【被災後の緊急輸送道路の状況予測】

- ☞ ・各種災害ハザード（津波浸水想定、地震の揺れの強さ、液状化危険度、土砂災害）
- ・緊急輸送道路

第2節. 津波防災地域づくり上の課題

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【把握・分析結果の整理】

- ・ 津波浸水深、浸水想定範囲、津波の到達時間
- ・ 人的被害、建物被害の発生想定数
- ・ 避難困難地域の分布
- ・ 避難施設、防災拠点などの分布の視点
- ・ 救助、復旧に要する道路等の確保の観点

【課題図等の作成】

- ・ 津波浸水想定
- ・ 地理情報
- ・ 土地利用、建物分布などの各種地域情報をプロットした課題図、重ね合わせ図

第3節. 地域別の課題

できれば、地域別に課題をまとめましょう。

- ☞ 課題抽出作業は、市町村の実情に応じた取組課題を導くプロセス上、重要なポイントです。日本海溝・千島海溝推進地域版にあり、津波防災地域づくり推進計画を作成済の市町村が掲げる課題（要旨のみ）を課題例として示しています。
- ☞ 実際に抽出する場合、地域の現状を踏まえ、どれが、どこに当てはまるかを検討し、課題とします。住民等も分かるよう、各課題には十分な解説をつけましょう。

☑	課題例（要旨）	※注 ☞ 地域の現状に当てはまるよう要検討・修正
☐	津波による直接の人命被害、揺れ・津波による建物等倒壊	☞
☐	避難困難地域、土砂災害・液状化発生等による避難経路の途絶のおそれ	☞
☐	避難者等の孤立、道路の閉塞、漂流物被害	☞
☐	津波避難場所等、防災拠点の課題	☞
☐	要配慮者（避難行動要支援者）の課題	☞
☐	地域防災力と自助・共助の連携の課題	☞
☐	地震・津波に対するソフト対策の課題	☞
☐	ライフライン・産業被災、広域被害の課題	☞
☐	都市機能や土地利用の課題	☞
☐	被災からの速やかな復興まちづくりの課題（その他）	☞

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

- Point**
- ・課題に対応する基本方針（目標）・取組方針を立てる
 - ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画には書かれておらず、作成フォーマットを参照の上、作成する

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市町村の基本方針

基本方針のスローガンを記載しましょう。

- ・簡単な1文程度で表現

(2) 津波防災地域づくりの基本的な方針

基本方針の説明文を記載しましょう。

- ・基本方針のスローガンを設定した観点の説明
- ・市町村特有の津波防災地域づくりに係る方針を詳しく説明

👉 **基本方針(目標)・取組方針を立てます。整理するとモデル例の表のようになります。**

モデル例

	基本方針（目標）	取組方針
I	円滑な避難の確保	i 避難場所、避難所の確保 ii 避難路、避難経路の確保 iii 災害時の情報伝達の充実 iv 要配慮者の避難対策 v 地震等の時間差発生等における事前避難
II	地震・津波からの防護	i 津波防護ラインの確保 ii インフラ・建築物の耐震化等
III	津波に備える	i 自助、共助、公助での備蓄対策 ii 防災意識の醸成 iii 自主防災組織の育成 iv 学校等と地域の連携 v 孤立地域対策 vi 地域防災拠点等の整備
IV	災害に強いまちづくり	i 災害リスクに対応した土地利用 ii まちづくり、都市構造の再編 iii 市街地の整備改善
V	津波から復旧する	i 道路啓開、災害廃棄物対策等 ii 広域支援体制の整備 iii 地方公共団体の防災力向上 iv 地域間連携
VI	津波から復興する	i 生活再建支援対策 ii 事前復興対策

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

- Point** ・土地利用と警戒避難体制の整備は、地域の特性を踏まえ、一体的に検討
・市街地の整備・改善や避難路・避難施設等のハード整備と、警戒避難体制整備の推進、まちづくり（土地利用）の組合せについて、基本的な考え方を示す

第1節. 土地利用

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に記載しましょう。

土地利用に関する基本的考え方を示す。市町村の総合計画や都市計画マスタープラン等の既往のまちづくり方針、及び土地区画整理事業等のハード整備事業の計画を踏まえるとともに、下記の警戒避難体制の整備方針との整合を図る。

- ☞ 視点 ① 津波に対する危険度・安全度、② 市街地・土地利用の現状
③ 地域づくりの方針（地域再生・活性化の方向性含む）等の実態・ニーズ

- 例**
- ・まちづくり方針などを踏まえた安全な市街地形成のため土地利用の誘導、被災後の復旧・復興を想定した土地利用の誘導方策
 - ・都市の集約化を図る立地適正化計画を視野に、防災にも配慮し、居住機能を含む都市機能の立地誘導を今後検討、要配慮者利用施設・集客施設・行政機関等につき安全迅速な避難が困難と考えられる場合の標高が高い地域への誘導等について今後検討
 - ・都市機能や土地利用の部分的な見直しを行いつつ、津波災害に強いまちづくりを実施、津波リスクを理解した土地利用を図る、避難体制を強化する区域指定を検討していく。

第2節. 警戒避難体制の整備

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に記載しましょう。

避難体制の整備の考え方・方針（例：特に体制強化する区域等）を示す。土地利用の基本的な考え方との整合を図りつつ、警戒避難体制の構築をどのように進めるのか、示す。具体的には、避難場所、避難経路の確保、津波ハザードマップの作成・周知、情報収集、伝達手段の確保等を進めるにあたっての考え方 など。

- 例**
- ・各地区の高齢化率の変化や、避難訓練の結果などを踏まえた、「より安全安心な避難場所等の確保」、住民はもとより来訪者の避難にも配慮した避難誘導サインの整備など「より安全で安心できる避難動線の確保」を図る。
 - ・地域防災計画、津波避難計画に基づく避難路や津波避難施設の整備、避難情報伝達などの警戒避難体制を構築する。なお今後、津波災害警戒区域等が指定された場合は、適宜見直しを図る。
 - ・避難のための耐震化や避難場所・避難路の確保を重点的に行うとともに、円滑な避難を行うための地震・津波避難計画や津波避難地図の作成、避難ルールの検討等を進める。
 - ・避難場所の位置や避難経路をよく知らない観光客でも安全に避難できる方法について、事業者や地域住民が連携しながら検討を行う。地域で、避難の方法・あり方について継続的に議論をし、避難誘導訓練等により実効性を確認しながら改善していくことを通して、警戒避難体制の強化・定着を図る。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

- Point** ・モデル例を参考に、それぞれの取組方針の下、どの施策（対応する事業等）をどこに位置付けるか、地域の実情を踏まえ検討、表なども活用し整理、記載する
- ・支援事業一覧も参考に、ソフト含め新規の事業等を位置付けられるよう、よく検討

第1節 事業・事務の整理

実践編第2章第5節、第3章第4節を参考にして記載しましょう。

津波防災地域づくりの基本的方針の下、例えば、基本方針（目標）とそれぞれの取組方針、取組施策を体系づけて、事業・事務を整理しましょう。

(1) 基本方針ごとの施策整理

基本方針（目標）1～5

	取組方針	取組施策

モデル例 (13頁)

例 基本方針 I【円滑な避難の確保】

基本方針 I【円滑な避難の確保】		
	取組方針	取組施策
i	避難場所、避難所の確保	①避難地の整備 防災公園等* ②避難所の環境改善* ③津波避難施設・防災関連施設の整備* ④指定・協定避難施設の整備促進、 避難用建築物の確保促進* 税* ⑤備蓄倉庫の整備* ⑥貯水池（耐震貯水槽）*
ii	避難路・避難経路の確保	①避難空間、避難路の整備* ②住宅耐震化等の促進* ③老朽空き家対策の実施 ④土砂災害対策の実施 ⑤港湾施設等（護岸・防潮堤・胸壁・津波避難施設）整備* 税*
iii	災害時の情報伝達の充実	①避難誘導サインの充実* ②情報伝達手段の整備 防災情報提供施設* ③津波ハザードマップの作成*
iv	要配慮者の避難対策	①避難行動要支援者対策の強化 ②要配慮者施設の避難体制の整備
v	地震等の時間差発生等における事前避難	①臨時情報等の円滑な伝達 ②円滑な事前避難等

例 基本方針Ⅱ【地震・津波からの防護】

基本方針Ⅱ【地震・津波からの防護】		
取組方針		取組施策
i	津波防護ラインの確保	①海岸保全施設 * ②港湾施設 耐震強化岸壁等 * 税 * ③河川管理施設 * ④津波防護施設 推 ⑤管路施設（下水道）の耐震化 * ⑥水門等の自動化 * ⑦漂流物防止施設整備 *
ii	インフラ・建築物の耐震化等	①インフラの耐震化促進 * ②公共施設の耐震化促進 * ③盛土造成地や埋立地の耐震化と液状化対策

例 基本方針Ⅲ【津波に備える】

基本方針Ⅲ【津波に備える】		
取組方針		取組施策
i	自助、共助、公助での備蓄対策	①備蓄分担による計画的な備蓄 ②防災倉庫、防災資機材の管理
ii	防災意識の醸成	①防災訓練の徹底 ②防災知識の普及・啓発 * ③防災教育の充実
iii	自主防災組織の育成	①自主防災組織の強化・連携 *
iv	学校等と地域の連携	①地域と自治体、学校、企業等が連携した防災体制構築
v	孤立地域対策	①う回路の調査 ②地域内の自助・共助の取組の推進 ③救援ポイントの設定と周知
vi	災害時の活動拠点の整備・充実	①防災公園の整備 防災公園等 * ②地区公共施設整備（公園・緑地等） 防災公園等 * ③防災拠点等整備（防災センター等） * ④拠点施設の耐震化等 *

例 基本方針Ⅳ【津波に強いまちづくり】

基本方針Ⅳ【津波に強いまちづくり】		
取組方針		取組施策
i	災害リスクに対応した土地利用	①津波浸水想定区域における施設立地の制限等 ②地域防災計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等との連携
ii	まちづくり、都市構造の再編	①避難所になる重要公共施設等の再配置 ②宅地地盤のかさ上げ
iii	市街地の整備改善	①団地の津波防災拠点市街地形成施設整備 ②土地区画整理 ③市街地再開発 ④住宅等集団移転

例 基本方針Ⅴ【津波から復旧する】

基本方針Ⅴ【津波から復旧する】		
取組方針		取組施策
i	道路啓開、災害廃棄物対策等	①道路啓開計画の充実 ②緊急輸送路の機能強化 ③災害廃棄物の処理 ④津波湛水の早期解消
ii	広域支援体制の整備	①受援体制の整備 ②各種災害対策体制の整備
iii	地方公共団体の防災力向上	①事業継続計画（BCP）策定促進 ②職員の意識づくり
iv	地域間連携	①海岸部と山間部の連携

例 基本方針Ⅵ【津波から復興する】

基本方針Ⅵ【津波から復興する】		
取組方針		取組施策
i	生活再建支援対策	①みなし仮設住宅制度の整備 ②被災者台帳管理システムの活用 ③産業の早期復興
ii	事前復興準備	①事前復興計画の検討 ②応急仮設住宅用地の選定 ③住宅等集団移転

第2節. 事業・事務

事業・事務リストを作成しましょう。

基本方針（目標）、取組方針、取組施策の整理に対応させて、例えば、以下の記載例のように整理するとよいでしょう。

【記載例】

I - i - ① ※注 基本方針（目標）－取組方針－取組施策						
① 事業・事務名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 自助/共助 (住民参加)	⑦ 法律上の 該当
〇〇〇〇〇補助事業	〇〇	〇〇の整備を行う	短期	〇〇市		その他
〇〇〇〇〇整備事業	〇〇	〇〇の整備を行う	実施済	〇〇市		ハ

適宜、事業・事務位置図を作成しましょう。

【凡例】本章において用いられている記号の意味は、以下のとおりです。

- ：「推進計画に位置付ける交付金事業」
「支援事業一覧」（２１頁）に該当・交付金の重点配分の可能性がある。
- ：「税制上の優遇措置が認められる事業」
推進計画に位置付ければ、税制上の優遇（２１頁）の可能性がある。
- ：「推進計画への記載が交付要件とされる交付金事業」
「支援事業一覧」（２１頁）の推進計画の作成が必要とされる事業に該当する可能性がある。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

Point

- ・解消できない課題がある場合、今後のフォローアップで解消をめざす
- ・進捗状況の確認時期、計画見直しなど協議会の開催予定等を明記できるとよい

第1節. 今後さらに検討が必要な事項

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

- ・今後さらに検討が必要な事項（積み残し課題）

第2節. 計画の見直しと更新

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝推進計画の見直し時期を意識しながら、PDCAサイクルに基づいたフォローアップの実施

参考資料

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

協議会設置要綱を記載しましょう。

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

協議会委員名簿を記載しましょう。

検討体制と経緯

協議会の開催状況・各回の議題を記載しましょう。

※協議会の進捗とともに書き加えていきましょう。

推進計画作成フォーマット (日本海溝・千島海溝推進地域版)

参考 支援事業一覧

〇津波防災地域づくりに活用可能な交付金事業の例

目的	施策例	事業名	交付金(※1)		補助率(※2)	本省担当窓口	対象者	
			社	防				
【災害情報の提供】 災害時の情報伝達の充実	防災情報提供施設の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
	津波に関する観測施設の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
	ハザードマップの作成	都市防災総合推進事業		○	国1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
【防災拠点の整備】 災害時の活動拠点を整備・充実	防災公園の整備 (災害対策用ヘリポート含む)	都市公園事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	
		都市防災総合推進事業		○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
	地区公共施設整備 (公園、緑地等)	住宅市街地総合整備事業	○	○	国1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者	
	防災拠点の整備 (防災センター等)	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
		津波防災拠点整備事業		○	国1/2	都市局 市街地整備課	地方公共団体	
	拠点施設の耐震化等	都市構造再編集中支援事業		併結	国1/2,45%	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
		都市再生整備計画事業	○		国4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
	【避難地の整備】 災害時の住民避難場所の整備・充実	避難地の整備(防災公園等)	都市公園事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体
都市防災総合推進事業				○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
地区公共施設整備 (避難地、避難路等) 防災関連施設整備 (積雪倉庫、耐震性貯水槽)			住宅市街地総合整備事業	○	○	国1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者
避難所(避難施設)の整備		市街地再開発事業	○	○	国1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	
		住宅地区改良事業 小規模住宅地区改良事業	○	○	国2/3 国1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室		
津波避難施設、防災関連施設の整備		都市防災総合推進事業		○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		港湾改修事業	○	○	国1/3	港湾局 計画課	地方公共団体及び港湾局	
避難空間、避難路の整備		都市構造再編集中支援事業		併結	国1/2,45%	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
		都市再生整備計画事業	○		国4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
		都市防災総合推進事業		○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
		都市構造再編集中支援事業		併結	国1/2,45%	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
		都市再生整備計画事業	○		国4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
備蓄倉庫の整備		都市防災総合推進事業		○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		都市公園事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課		
		防災緑地緊急整備事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課		
		市街地再開発事業	○	○	国1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	
		都市構造再編集中支援事業		併結	国1/2,45%	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
		都市再生整備計画事業	○		国4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	
貯水槽(耐震貯水槽)の整備		都市防災総合推進事業		○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		都市公園事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課		
		防災緑地緊急整備事業	○	○	国1/3(用地) 国1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課		
		市街地再開発事業	○	○	国1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者		
	高潮対策事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者		
【インフラの整備・耐震化】 被災・災害時のルート確保	海岸耐震対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者		
	海岸メンテナンス事業		併結	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者		
	港湾施設(耐震強化岸壁等)の整備	港湾改修事業	○	○	国5/10	港湾局 計画課	市町村又は協議会	
	河川管理施設	地震・高潮対策河川事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 治水課	河川管理者	
	津波防護施設	津波防護施設整備事業(※3)	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室	都道府県又は津波防護施設管理者	
	管路施設(下水道)の耐震化	下水道総合地震対策事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	地方公共団体	
	水門等の自動化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
	漂流物防止施設整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	
	【建築物の耐震化】災害時の被害の確保、人的被害の低減	公営住宅の耐震化等	公営住宅等ストック総合改善事業	○	○	国1/2	住宅局 住宅総合整備課	地方公共団体、民間事業者
		住宅・建築物の耐震改修等	住宅・建築物安全ストック形成事業	○	○	国11.5%	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体
		改良住宅の耐震化等	改良住宅ストック総合改善事業	○	○	国1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	地方公共団体
【復旧・復興対策】事前復興準備	土地区画整理	都市再生区画整理事業		○	国1/2、1/3	都市局 市街地整備課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	
	市街地再開発	市街地再開発事業	○	○	国1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	
	集団移転	防災集団移転促進事業		併結	国3/4	都市局 都市安全課	地方公共団体	
	事前復興まちづくり計画策定	都市防災総合推進事業		○	国1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	
【防災訓練・教育等】日頃からの防災力の向上	地元住民協議会が行う、ワークショップ・イベント・勉強会の開催等	都市防災総合推進事業		○	国1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	
		住宅市街地総合整備事業	○	○	国1/2、1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者	

(※1) 交付金については社は社会資本整備総合交付金事業、防は防災・安全交付金事業

(※2) 補助率については、地域により変化するが、代表的なものを示している。

(※3) 津波防護施設については、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定している「推進計画」への位置付けは必須